



平成 29 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 イ ー ブ ッ ク  
イ ニ シ ア テ ィ ブ ジ ャ パ ン  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 出 斉  
(コード番号:3658 東証第一部)  
問 い 合 わ せ 先 執 行 役 員 コ ー ポ レ ー ト 本 部 長 辻 靖  
(TEL. 03-3518-9544)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 19 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を、平成 29 年 6 月 30 日開催予定の第 17 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款一部変更の理由

法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものです。

#### 2. 変更の内容（下線部分は変更箇所を示しています。）

現行定款	変更案
(新設)	<u>(補欠監査役)</u>
(監査役の任期)	<u>第 3 3 条 会社法第 329 条第 3 項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u>
第 3 3 条 (条文省略)	<u>2. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第 3 2 条第 2 項の規定を準用する。</u>
2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	<u>3. 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
	(監査役の任期)
	第 3 4 条 (現行どおり)
	2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 <u>ただし、第 3 3 条第 1 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u>

現行定款	変更案
第 <u>34</u> 条～第 <u>49</u> 条 (条文省略)	第 <u>35</u> 条～第 <u>50</u> 条 (現行どおり)

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成29年6月30日(予定)  
定款変更の効力発生日 平成29年6月30日(予定)

以上